

## 胎内市空き家解体補助金 Q&A

### 1 対象となる空家について

Q1:どのような建物が補助の対象となりますか？

A1:市内に存するもので、居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上経過している個人が所有する空家で、「特定空き家」「不良住宅」「老朽危険空き家」に該当するものです。

※次のような空家は対象になりません。

- ・完全に倒壊してしまったもの。
- ・補助を受ける目的で故意に破損させたもの。
- ・公共事業等の保証の対象であるもの。

Q2:「特定空き家」とはどのような建物ですか？

A2:空家等の対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」です。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるなど、周辺への影響が大きいと認められるものです。

Q3:「不良住宅」とはどのような建物ですか？

A3:住宅地区改良法に基づき、構造や設備が著しく不適合で居住に適さない（腐朽・破損の合計評点が100点以上）と判定された建物のことです。

Q4:「老朽危険空き家」とはどのような建物ですか？

A4:大規模な改修をしないと居住用として使用できない水準の家屋で、胎内市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例施行規則における家屋の老朽危険度の判定基準の評点の合計が50点以上と判定された建物のことです。

Q5:「特定空き家」「不良住宅」「老朽危険空き家」はどのように判定するのですか？

A5:「胎内市空き家等解体補助金事前申込書」を提出いただいた後、市職員が現地調査を行い、外観目視により判定します。（建物の内部も確認させていただく場合もありますので、現地調査への立ち会いをお願いすることもあります。）

Q6:建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は補助の対象となりますか？

A6:抵当権等の権利者の除却についての同意書があれば対象となります。

## 2 申請者について

Q1:所有者が死亡し、相続人が決定していない空き家の除却も補助の対象となりますか？

A1:相続人であれば申請できます。ただし、申請者以外に空家の権利を有する者がいる場合は、その全員の同意書が必要となります。

Q2:共有名義の場合は連名で申請すればいいですか？補助金はそれぞれに交付されますか？

A2:共有名義の場合は、代表者1名を決め、共有者全員の同意書をつけて代表者による申請をお願いします。なお、補助金は代表者に交付されます。(費用分担等については当事者間で事前に協議ください)

## 3 対象となる解体工事について

Q1:すでに解体工事が終わっている又は解体工事中のものは、補助の対象となりますか？

A1:対象となりません。解体工事の契約の前に補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。なお、「特定空き家」「不良住宅」「老朽危険空き家」に該当するかの確認が必要ですので、必ず契約前に市にご相談ください。

Q2:建物の一部を解体する工事でも、補助の対象となりますか？

A2:対象となりません。建物の全体を解体して更地にする工事を対象としています。

Q3:建物の解体と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事は補助の対象となりますか？

A3:「不良住宅」「老朽危険空き家」の解体は対象外です。「特定空き家」の解体の場合は対象となることがありますので、事前にご相談ください。

Q4:解体と合わせて、空家内に残っている荷物の処分も行う予定です。荷物の撤去費用も補助対象経費に含まれますか？

A4:含まれません。

Q5:自宅（現在居住中）の敷地内に老朽化した納屋があるのですが、その解体に補助は使えますか？

A5:空き家と併せて解体する車庫や小屋は対象となる場合があります。事前にご相談ください。

Q6:建物の解体後の整地も補助の対象となりますか？

A6:跡地を適正に管理するための解体工事に伴う簡単な整地は対象となります。ただし、砂利を敷くなどの整地工事は対象となりません。

#### 4 補助金額・補助対象経費について

Q1:補助金の上限はいくらですか？

A1:空き家の解体にかかる補助対象経費（税抜き）の1/2、「特定空き家」「不良住宅」の上限は100万円、「老朽危険空き家」の上限は50万円です。千円未満の端数があるときは切捨てた額が補助金額となります。

Q2:補助対象経費、補助額がいくらになるのか、事前に市で計算してもらうことは可能ですか？

A2:可能です。事前に市の窓口へ見積書をお持ちいただければ、補助対象経費、補助額を計算することができます。（最終的な金額は、解体工事が終わり清算した後に確定します。）

Q3:解体の工事請負契約の金額と補助対象経費は同額と考えてよいですか？

A3:必ずしも同額ではありません。補助対象経費が確認できるよう、事業者から工事の詳しい内訳を提出してもらってください。

#### 5 解体工事業者について

Q1:解体事業者は、市が指定する業者でなくてもよいのですか？

A1:解体事業者について、市の指定はありません。

「建設業法」に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく県知事による登録を受けた業者であることが必要です。

#### 6 申請について

Q1:所得はどうやって確認すればいいですか？

A1:源泉徴収票や所得証明書等により確認してください。なお、所得要件については、申請時期が4月から6月の間に申請する場合は令和6年分の所得、7月から8月の間に申請する場合は令和7年分の所得で判定します。

Q2:補助金をもらうには、どのような手続きをすればいいですか？

A2:まずは、お持ちの建物が補助対象となるか聞き取りなどさせていただく必要がありますので、事業者と契約を結ぶ前に市にご相談ください。手続きの流れ、申請に必要な添付資料等についてもその際に説明させていただきます。

Q3:補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

A3:市民生活課生活環境係で用紙を配付しています。また、市のホームページからも様式等をダウンロードすることができます。

Q4:補助金の申請は、どこですればいいですか？

A4:申請は、市民生活課生活環境係までお願いします。申請の前に、必ず事前申込をしてください。

Q5:補助金は年間を通していつでも申請できますか？

A5:事務の取り扱い上申請期間を設けております。また、予算の範囲内での補助金交付となるため、申請件数が多くなると補助金制度が利用できない場合があります。お早めにご相談ください。

Q6:工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A6:速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請をしていただくことになります。

Q6:いつまでに解体を終わらせなければならないのですか？

A6:申請年度内に完了し、実績報告が行える解体工事が対象です。

<p>【お問合せ】 胎内市 市民生活課 生活環境係 電話：0254-43-6111（内線 1150） E-mail：kankyou@city.tainai.lg.jp</p>
---